

# まず知ることから 始めませんか？

ドメスティック・バイオレンス(DV)

(改訂版)



- DVチェックリスト…………… 1
- DVってなに？…………… 2
- DVに関するQ&A …………… 3-7
- “あいめっせ”  
    女性のための相談室から…… 8
- DV防止法について…………… 9-10
- 相談機関一覧

姫路市

# DV チェックリスト



## パートナーとの関係で 思い当たることはありませんか？

### あなたの夫やパートナーは…

- 独占欲が強く、嫉妬心が強い
- あなたを友人や家族から孤立させようとする
- あなたが浮気をし、他の男とセックスをしていると責める
- あなたの生活を管理しようとする
- あなたが何かをする度に、自分の許可を取らせる
- あなたの行動(どこに行ったか、何をしたか)をいちいち報告させる
- あなたを批判し、自信を失わさせる
- あなたとすぐ口論し、そこから暴力に発展することがある
- 暴力を飲酒のせいにする
- 女性を「もの」や所有物のように考えている
- 自分の好みに合わせて、あなたが態度や考え方を変えることを望んでいる
- 家の中の物を壊したり、ペットをいじめたりする
- 子どもの頃虐待されたり、虐待を目撃した経験の持ち主である

### あなたは…

- いつも受け身で、絶望感に襲われることがある
- 彼の機嫌を損ねることを恐れ、意見が食い違うことが怖い
- 彼が怒るのは自分に非があるからだと思っている
- あなた自身が子どもの頃、虐待を受けたり、誰かが虐待されるのを見た経験がある

(「暴力対応マニュアル」(財)女性のためのアジア平和国民基金より)

この冊子はDV被害者のほとんどが女性であることを念頭に作成しています

# DVってなに？

## 「DVは配偶者や恋人などから振るわれる暴力のことです」

「DV(ドメスティック・バイオレンス)」という言葉を知っていますか？

DVとは、配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のことで、多くは男性から女性への暴力というかたちで表れます。こうした暴力は、被害が深刻であるにもかかわらず、これまで夫婦間の問題や恋人同士の問題として見過ごされてきました。

人はだれでも暴力を受けずに安全に暮らす権利があります。妻や恋人以外の人に対してであれば明らかな犯罪行為が、家庭内で許されていいはずはありません。

DVは、人間としての尊厳を奪ってしまう人権侵害であり、時には命を失うこともある犯罪行為なのです。

## 「DVは、殴る・けるなどの身体的暴力ではありません」

ことばによる精神的暴力や性的暴力、経済的暴力などいろいろなかたちの暴力があります。

そのパターンは様々ですが、女性の身体や心を傷つけるという点で共通しています。



暴力の種類	身体的暴力	殴る、ける、引きずりまわす、突き飛ばす、首を絞めるなど
	精神的暴力	無視する、大切にしているものを壊す、大声で怒鳴る、脅す、ののしるなど
	社会的暴力	交友関係や電話、手紙、電子メールを細かく監視する、実家との付き合いを制限する、外出をさせないなど
	経済的暴力	生活費を渡さない、「だれのおかげで食べられるのだ」などと言う、お金を取り上げたり貯金を勝手に下ろすなど
	性的暴力	無理やりポルノなどを見せる、避妊に協力しない、性的な行為を強要する、暴力的なセックスをするなど

# DVに関するQ&A

A1

Q1 DVはなぜ起こるの？

相手に対する性差別意識や支配者意識が根底にあります

私たちの社会には、「男性は外で働き、女性は家庭を守るものである」という固定的な男女の役割分担意識が根強くあります。そこから経済力の格差が生まれ、男性は女性よりも社会的に大きな力を持ちます。

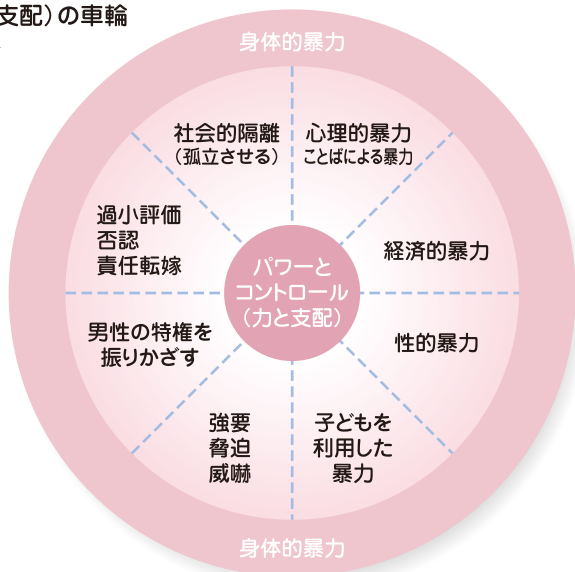
また、幼い頃から男は男らしく（強くたくましく）、女は女らしく（やさしくおとなしく）あるように育てられ、「男は多少暴力を振るってもかまわない」「女は男に従うもの」などといった男性優位の意識や、男性の暴力に対して甘い社会、女性の人権が尊重されない社会のあり方が、DVを生み出しているといえます。

図1は、男性の持つ力を軸として、さまざまな形の暴力で女性を支配するからくりを説明しています。

しかし、すべての男性が女性を殴るわけではありませんし、相手かまわず殴るわけでもありません。加害者は、社会の中で人を支配するには暴力が有効であると認識し、殴ってもいいと思っている相手を選んでいるのです。

図1: パワー（力）とコントロール（支配）の車輪

ミネソタ州ドゥルース市のドメスティック・バイオレンス介入プロジェクト作成のものをもとに加筆修正  
「夫（恋人）からの暴力」調査研究会『ドメスティック・バイオレンス（新装版）』有斐閣、1998より





## A2 Q2 夫婦げんかとは違うの？

DVは、いつも一方的に向けられる暴力です

「夫婦げんか」とは、夫と妻が対等な関係において意見をぶつけ合うことです。これに対して、DVは常に力の強い者から弱い者へと振るわれるもので、被害者と加害者の立場が一方的な固定した関係で起こります。夫婦などの関係では、体力的、経済的に男性が女性より力をもつことが多く、女性は弱者になりがちです。

## A3 Q3 一部の人の問題では？

一部の特殊な人だけに起きているではありません

平成21年度に姫路市が実施した「配偶者等からの暴力に関する調査」によると、女性の56.8%、男性の48.8%がパートナーから何らかの暴力を受けていると答えています。そして、女性の7.7%が「命の危険を感じる」ほどの暴力を受けていると答えています。

DVは、多くが密室で起こり、また個人的な問題だと思われてきたために表面化しにくかったのですが、調査結果から多くの女性が被害を受けていることがわかります。決してごく限られた一部の人の問題ではなく、社会全体の問題なのです。

### ●姫路市の調査結果より

#### <暴力の実態>

	女性	男性
● 命の危険を感じるくらいの暴行を受けたことがある	7.7%	1.7%
● 暴力行為によりケガをして医師の治療をうけた	3.7%	0.4%
● 暴力行為によりケガをして治療が必要だったがうけなかった	3.5%	0.2%
● 暴力行為によりケガをしたが治療が必要とならない程度だった	5.0%	2.4%
● 暴力行為を受けたがケガはしなかった	36.7%	38.8%

# DVに関するQ&A

## A4 Q4 どうして逃げないの？

「逃げない」のではなく「逃げられない」のです

暴力を受けると心身ともに傷つき、自信をなくし、逃げる力も失われることが多いのです。

女性が逃げられない理由として、次のように思いがちです。

### ●「住む場所がない、経済的に不安…」

経済的に自立している女性がまだまだ少ない現状です。逃げる場所がなかったり、逃げた後の生活に対する不安が絶えずあります。

### ●「子どものために我慢…」

「子どもには父親が必要だ」などと女性だけでなく周囲も思いがちですが、暴力を見聞きして育つことは、子どもにとって虐待になります。子どもが安心して育つには、なにより安全な環境が第一です。

### ●「私の我慢が足りないのでは…」

暴力が長く続くと、ひどいことをされていても「これくらいのことで、大げさなのは」と、感覚が麻痺してしまうことがあります。

### ●「周りの人に迷惑をかけるから…」

被害者は、「逃げたら殺す」、「親きょうだいにも危害を加える」、「子どもを奪ってやる」などと脅されていることがあります。

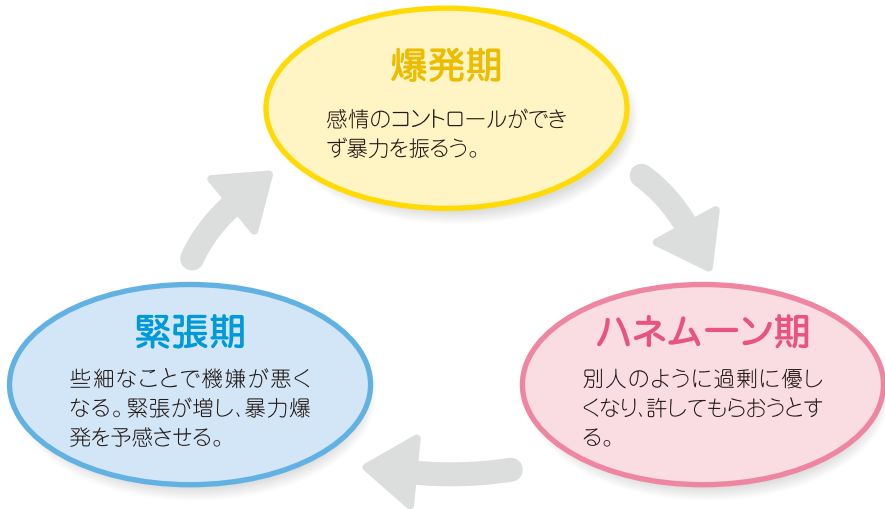
### ●「優しいときもある。いつかは変わってくれるはず…」

DVは図2のようにサイクルがあります。このサイクルは数日、数週間の場合もあれば、何年かにわたる場合もあります。ハネムーン期に優しくされると、「今度こそ変わってくれる」という期待を抱き、逃げるタイミングを失います。全てのDVがこれにあてはまるというわけではなく、ハネムーン期がなく、緊張期が長く続く場合もあります。

※被害者は、この他にも個々にさまざまな逃げられない理由を抱えています。

図2:DVのサイクル

暴力は繰り返されます。いつそれを断ち切りますか？



A5

Q5

悪いところがあるから暴力を受けるのでは？

暴力は振るう人の問題であって、被害者は悪くありません

加害者にはこんな言動がよくみられます。

責任転嫁

「お前が悪いから」、「お前が怒らせるから」などと暴力を被害者のせいにする

否認

「暴力など振るっていない」と暴力を認めない

過小評価

「ちょっと押しただけで相手が転んでケガをした」などと事実を軽く言う

被害者はこのような言葉にコントロールされ、自分が悪いと思い込んでいることがあります。

暴力を振るう理由としては、「外でたまったストレスを発散させる場がない」とか、「育った家庭が悪かった」などとよく言われますが、同じ状況にあっても暴力を振るわない人はたくさんいます。

暴力は、振るう人が「暴力」という手段を選んでいるのです。

# DVに関するQ&A

A6

## Q6 暴力を振るうのは特別な人？

加害者に特定のタイプはありません

暴力を振るうのは特殊な人だと思われがちです。しかし、加害者に特定のタイプというものはなく、年齢・学歴・経済力・社会的地位なども関係ありません。

家では暴力的であっても、外では良い人としてふるまっていたり社会的地位が高いため、女性が被害を訴えても周囲がそれを信じないことさえあります。

### ～デートDV～

ドメスティック・バイオレンス(DV)は若いカップルの間でも起きており、デート相手や交際相手に対する暴力を「デートDV」といいます。

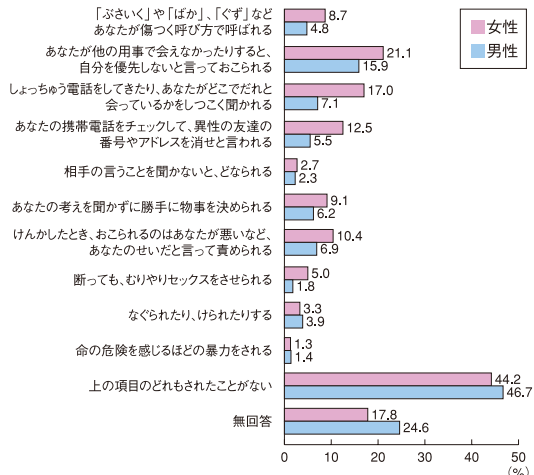
DVは、身体的暴力、言葉の暴力、精神的暴力、性的暴力などさまざまな暴力によって相手を一方的に支配することです。

身体的暴力の被害は圧倒的に女性が多く、その原因には「男は強く女は弱い」「男はリードし、女はおとなしくついていく」などの思いこみがあげられますが、どんな理由であっても暴力は相手の身体やこころを深く傷つける、重大な人権侵害であり、犯罪となりうる行為です。

デートDVは誰にでも起こりえる身近な問題です。加害者にも被害者にもならないために、自分を大切にするのと同様に、相手のことも思いやり、相手を支配するのではなく、お互いを尊重し合う素敵な関係を築いていきたいですね。

一度、相手の立場に立って、その人の気持ちを想像してみましょう。

### ●暴力にあたる行為を受けた人の割合



～神戸市における高校生の男女共同参画と男女間の暴力に関するアンケート調査報告書(平成19年度実施)からの抜粋～





# “あいめっせ”女性のための相談室から

～ひとりで悩まず、まずご相談ください～

あいめっせの相談室では女性問題相談員があなたの気持ちを整理するお手いをします。問題解決に向けてまず一歩を踏み出しましょう。

## 姫路市男女共同参画推進センター“あいめっせ” 「女性のための相談室」

- 電話相談 ☎079-287-0801
  - 面接相談(予約制) ☎079-287-0807
  - 女性弁護士による法律相談(予約制)
- ※まず、面接相談をお受けください

### もしもあなたが暴力を受けていたら

もし、あなたが暴力を受けていたとしても、それは決してあなたが悪いからではありません。あなたには健康で自由な生活を送る当然の権利があります。自分を追い込まないために、苦しい胸のうちを信頼できる人に相談しましょう。また、暴力が始まったら、勇気を出して警察に通報しましょう。



### もしも身近な女性が被害にあったら

DVの被害者には援助が必要です。

暴力を受けている女性は、相談をした相手の言葉や態度に敏感に反応し、自分に関わることを面倒だと思われないか、変だと思われないかと不安になります。思いやりのつもりでも、さらに被害者を傷つけてしまう場合がありますので、次のようなことに気をつけて対応しましょう。

- 「何でも聞かから」と励まし、彼女の言うことを信じる
- 「あなたは悪くない」、「あなたはひとりではない」ということを伝える
- 「こうするべきだ」という押しつけはしない
- 「あなたにも悪いところがあるのでは」などと彼女を責めない
- 本人の許可なく、聞いた内容を他人に話さない
- 必要なら、病院や警察、行政機関、弁護士等へ相談することを勧め、望まれれば同伴する

### いざというときに 持ち出したいもの

- 現金、通帳、キャッシュカード
- 健康保険証またはそのコピー
- 印鑑
- 鍵
- 常備薬
- 大切な写真や物
- 母子手帳、年金手帳、運転免許証などの身分証明書
- ケガをしたときの写真、診断書など
- 子どもの大切なもの
- 着替え

# DV防止法について

平成13年10月、配偶者等からの暴力を防止し被害者を保護することを目的に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行され、配偶者からの暴力が「犯罪となる行為である」ことが明記されました。

この法律は、平成19年に一部改正された後、交際相手からの暴力が社会問題となっていること等から、平成25年に一部改正され、平成26年1月3日に施行されました。

## ～平成25年改正のポイント～

### ◎適応対象の拡大

配偶者（事実婚や元配偶者\*1も含まれる。）だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手\*2（元生活の本拠を共にする交際相手\*3も含む。）も対象となりました。

※1 離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合

※2 婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く

※3 生活の本拠を共にする交際関係を解消する前に暴力を受け、解消後も引き続き暴力を受ける場合

### ◎法律名の変更

「配偶者からの暴力の防止及び被害者等の保護に関する法律」となりました。

## ～平成19年改正のポイント～

### ◎保護命令制度の拡充

1. 生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申し立てができます。
2. 被害者に対する電話・電子メール等の次の行為を禁止することができます。

- ①面会の要求
- ②行動の監視に関する事項を告げること等
- ③著しく粗野・乱暴な言動
- ④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
- ⑤夜間（午後10時～午前6時）の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
- ⑥汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
- ⑦名誉を害する事項を告げること等
- ⑧性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等

3. 被害者の親族等も接近禁止命令の対象となります。

### ◎市町村基本計画の策定の努力義務

### ◎配偶者暴力相談支援センターに関する改正

### ◎裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令の通知

## ■対象となる「暴力」とは

身体的暴力のみならず精神的・性的暴力など心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれます。

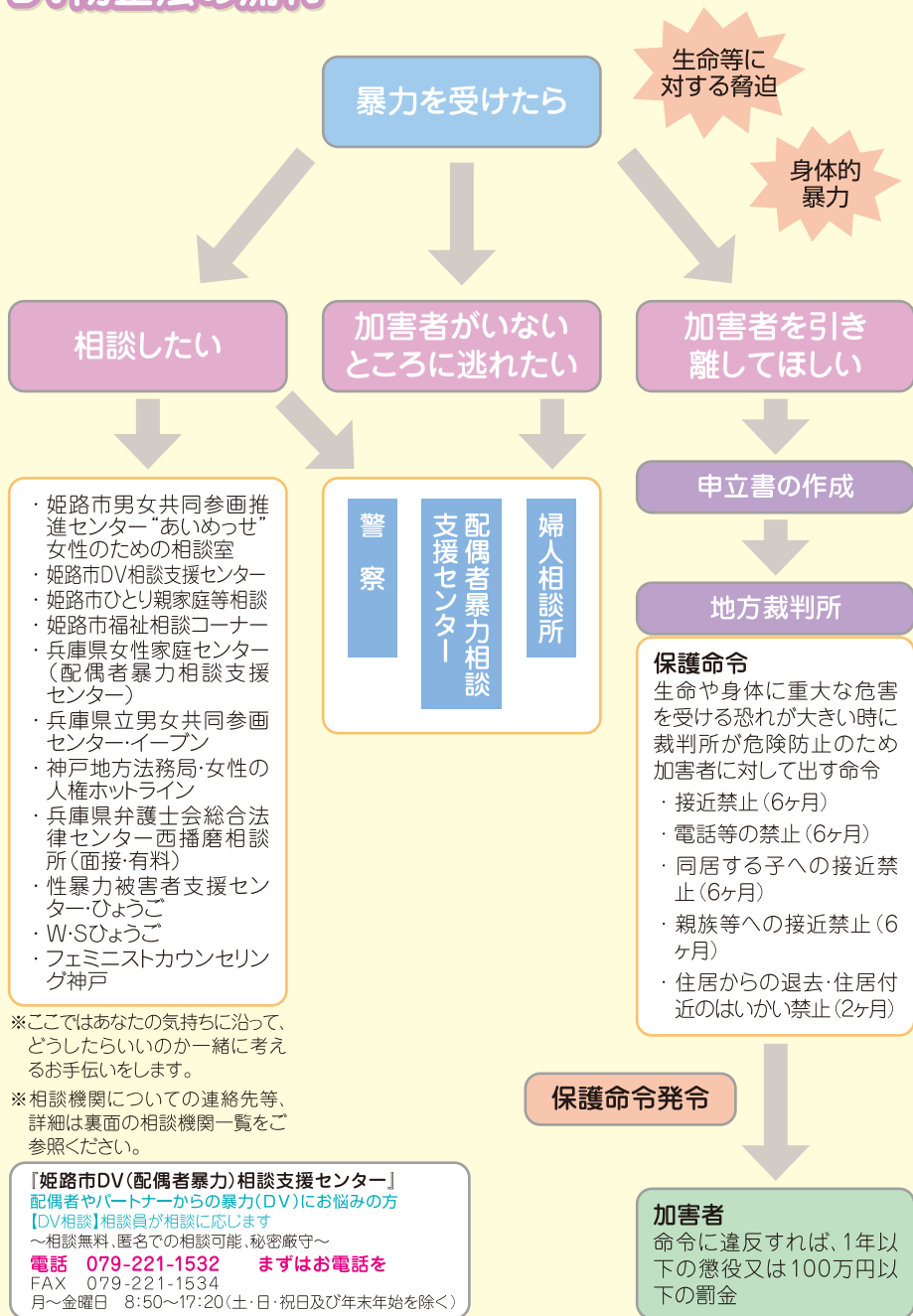
「配偶者暴力相談支援センター」とは 配偶者からの暴力の防止及び被害者等の保護を図るため、

- ・相談や相談機関の紹介
- ・カウンセリング
- ・被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ・自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助
- ・被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- ・保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助 を行います。

## ■発見者による通報(身体に対する暴力に限ります。)

被害者を発見した人は、配偶者暴力相談支援センターや警察官に通報するよう努めなければなりません。

# DV防止法の流れ



# 相談機関一覧

☎：電話相談    ☏：面接相談    ⚖：法律相談    ℹ：情報相談

姫路市男女共同参画推進センター “あひめっせ”	女性のための相談室	TEL079-287-0801	☎	火曜10～12時、13～16時 水・金曜10～12時、13～18時
		TEL079-287-0807	☏ 予約制	火・木・土曜10～12時、13～16時 水・金曜10～12時、13～18時
	TEL079-287-0807	⚖ 予約制	原則毎月 第2火曜	
	図書情報コーナー	TEL079-287-0802	ℹ	火～日曜10～17時30分
姫路市DV相談支援センター	TEL079-221-1532	☎ ☏	月～金曜 8時50分～12時、13～17時20分	
姫路市ひとり親家庭等相談	TEL079-221-2132			
姫路市福祉相談コーナー	TEL079-221-2327		月～金曜 8時35分～17時20分	
兵庫県女性家庭センター (配偶者暴力相談支援センター)	TEL078-732-7700	☎	毎日9～21時	
兵庫県立 男女共同参画センター・イーブン	TEL078-360-8551	☎	月～土曜 9時30分～12時、13～16時30分	
	TEL078-360-8554	☏ 予約制	月～金曜11～18時40分 土曜9時20分～16時50分	
兵庫県警 生活安全企画課 ストーリー・DV相談電話	TEL078-371-7830		24時間受付	
姫路警察署 生活安全第一課	TEL079-222-0110			
飾磨警察署 生活安全課	TEL079-235-0110			
網干警察署 生活安全課	TEL079-274-0110			
兵庫県警 性犯罪被害110番 レディースサポートライン	TEL078-351-0110 FAX078-351-0110		電話は月～金曜(祝日除く)9～17時 FAXは24時間受付	
神戸地方法務局 女性の人権ホットライン	TEL0570-070-810	☎	月～金曜 8時30分～17時15分	
兵庫県弁護士会総合法律センター 西播磨相談所	TEL079-286-8222	☏ 予約制	予約は月～金曜(相談有料) 9時30分～12時、13～16時	
性暴力被害者支援センター ・ひょうご	TEL06-6421-0991	☎	月～金曜(祝日除く) 9時30分～16時30分	
W・Sひょうご	TEL078-251-9901	☎	木曜12～17時	
フェミニストカウンセリング神戸	TEL078-360-5030	☎	月曜13～16時	

## 男性のための相談

兵庫県立 男女共同参画センター・イーブン	TEL078-360-8553	☎	原則毎月 第1・3火曜17～19時
-------------------------	-----------------	---	-------------------

※相談日、時間などは変更される場合があります。詳しくは各相談機関へお問い合わせください。

## DV相談ナビ

DV被害者のための  
相談機関電話番号  
案内サービス



ここに電話  
0570-0-55210

## まず知ることから始めませんか?ドメスティック・バイオレンス(DV) (改訂版)

発行：姫路市 男女共同参画推進課

〒670-0012 姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階

TEL.079-287-0803 FAX.079-287-0805

http://www.city.himeji.lg.jp/2870803

発行日：平成26年6月

イラスト：角本勢津子